

4 宿泊要項

1 目的

この要項は、特別国民体育大会冬季大会スキー競技会の正式競技に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員及び報道員（以下「大会参加者」という。）の宿泊等に関して必要な事項を定める。

2 方針

特別国民体育大会冬季大会スキー競技会岩手県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）は、いわて八幡平白銀国体八幡平市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）と相互に十分な連絡調整を行い、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

3 業務の実施

県実行委員会は、市実行委員会、競技団体及び関係機関等と連絡調整のうえ、大会参加者の宿舎の選定、確保及び配宿等の業務を行うとともに、これに関する紛議等が生じた場合は、調停及び斡旋を行う。

4 宿舎の選定及び確保

宿舎の選定及び確保については、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿泊は、原則として会場地市内の旅館等（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）の許可を受けて営業を行うホテル、旅館等をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市内の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じて、近隣市町村の旅館等を利用する。
- (3) 風紀、衛生及び防災上支障があると認められる旅館等は利用しない。

5 配宿

大会参加者の配宿にあたっては、次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 選手・監督の宿舎は、競技会場までの交通状況及び環境等に配慮し、都道府県別、競技別、種別及び男女別を可能な限り考慮して配宿する。
- (2) 選手・監督の宿舎は、原則として都道府県選手団本部役員、競技会役員及び競技役員とは別にする。
- (3) 競技会役員及び競技役員については、できる限り同一又は近隣の宿舎に配宿する。
- (4) 1 人の宿泊に要する広さは、3.3 m²（2 畳）以上とする。
- (5) 指定された宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じたすべての紛議及び損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

6 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊及び素泊まり
 - ア 宿泊とは、入宿日の 15 時から、出発日の 10 時までの客室の使用をいうものとし、原則として 1 泊 2 食とする。
 - イ 素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいう。

(2) 宿泊料金

区 分	宿泊料金				備 考
	1泊2食		素泊まり		
	税込(10%)	税抜	税込(10%)	税抜	
宿泊施設A	7,700円	7,000円	5,390円	4,900円	通常のサービス・奉仕料及び暖房料を含む。
宿泊施設B	9,900円	9,000円	6,930円	6,300円	
宿泊施設C	13,200円	12,000円	9,240円	8,400円	

[注] 区分A～Cとは、営業施設の中で宿泊料金の実勢価格等を考慮して設定した宿泊施設をいう。

定員未満での利用などを希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

(3) 入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、夕食の場合は前日の18時まで、朝食の場合は前日の12時まで申し出た場合に限る。

ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時間までに申し出ることが困難な場合は、宿舎と協議して決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金(税抜)は、「1泊2食」料金(税抜)の80%相当(100円未満を切り上げ)の額とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金(税抜)は、「1泊2食」料金(税抜)の90%相当(100円未満を切り上げ)の額とする。

区 分	夕食を欠食した場合		朝食を欠食した場合	
	税込(10%)	税抜	税込(10%)	税抜
宿泊施設A	6,160円	5,600円	6,930円	6,300円
宿泊施設B	7,920円	7,200円	8,910円	8,100円
宿泊施設C	10,560円	9,600円	11,880円	10,800円

(5) 休憩料金

入宿日15時以前及び出発日の10時以降に客室を使用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用したときの入浴料は、当該宿舎が負担する。

(7) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として宿泊責任者（宿泊申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ。）が、各宿舍の指定する方法により、現地にて精算する。

ただし、選手・監督及び都道府県選手団本部役員にあつては、出発日に一括精算することができる。

(8) 宿泊取消料

ア 宿泊取消料の支払い

大会参加の取りやめ等、やむを得ない理由により宿泊を取消した場合の宿泊取消料は次のとおりとする。

宿泊取消しの申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の7日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金（税抜）とする。
宿泊予定日の6日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金（税抜）の50%	
宿泊予定当日	宿泊料金（税抜）の全額	

[注] 取消した泊数にかかわらず、一人につき1泊分の取消料のみとする。

荒天等により、交通機関が不通となり宿舍への到着が困難な状況が生じた場合は、宿舍と協議して取消料を決定する。

地震、風水害、感染症、雪不足及びその他主催者の責によらない事由により、競技会（種目・種別）が中止になった場合は、上記の例によるものとする。

なお、この規定は、大会参加者全てに適用するものとする。

イ 選手・監督の特例

選手・監督が、競技敗退後又は荒天等により競技会期短縮の決定後において宿泊を取消す場合は、前号の定めにかかわらず、特例として次のとおりとする。

なお、この特例は選手・監督以外には適用しない。

宿泊取消しの申出区分	宿泊取消料	備考
敗退日当日又は競技会期 短縮決定日当日の宿泊の 取消し	宿泊料金（税抜）の50%	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金（税抜）とする。
敗退日翌日以降又は競技 会期短縮決定日翌日以降 の宿泊の取消し	不要	

[注] 取消した泊数にかかわらず、一人につき1泊分の取消料のみとする。

ウ 宿泊申込み後、変更・取消の申し出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、上記ア及びイの定めにかかわらず、宿泊料金（税抜）の全額とする。

エ 宿泊取消料は、宿泊責任者又は本人が当該宿舍に直接支払うものとする。

また、宿泊責任者又は本人が宿泊取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。

(9) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、2023年2月13日（月）15時から2023年2月21日（火）10時までとする。

7 宿泊の申込み

(1) 宿泊の申込みは、別に定める宿泊業務実施要領（以下「実施要領」という。）により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して配宿センター等に行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入のうえ、FAX又は郵便により行うことを認める

ものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、FAX 等では到達した日時とする。

- (2) 選手・監督、都道府県選手団本部役員及び視察員にあつては、特別国民体育大会冬季大会スキー競技会実施要項（以下「大会実施要項」という。）に定める人員を超える宿泊申込みは認めない。
- (3) インターネット等による宿泊申込みは、実施要領の申込期限以降は受け付けず、申込期限までに宿泊申込みがなかった場合は、大会実施要項の定めにより、大会への参加を認めない。

8 宿泊の変更及び取消し

- (1) 大会参加者の宿舎決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用し配宿を行うことから、大会への参加取消等の特別な事情のない限り認めない。

なお、不適切な対応が発生した場合は、公益財団法人日本スポーツ協会国民体育大会委員会において報告する。

- (2) 入宿前の変更及び取消しについては、実施要領の様式により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに配宿センター等に行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消しが困難な場合は、FAX 又は郵便により行うことを認めるものとし、この場合にあつても、速やかに配宿センター等に連絡するものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、FAX 等では到達した日時とする。

- (3) 入宿後にあつては、宿泊責任者が直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申出のあった日時とする。

9 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、衛生的で栄養バランスがよく、地元産食材が活用され、郷土色豊かなものとなるよう配慮した献立とし、関係者の協力を得て提供するものとする。

- (2) 昼食弁当については、希望により、市実行委員会が、次によりあつせんするものとする。

区分	消費税	料金
昼食弁当（お茶を含む。）	税抜	900 円以内
	税込	972 円以内

10 スキーの手入れ

ワックス等スキーの手入れは、宿舎の指示に従い、指定された場所で行うものとする。

11 その他

この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定めるものとする。